

別表第3

種類			離 隔 距 離 (cm)					備考		
			入 力		上方	側方	前方		後方	
炉	開放炉	使用温度が800℃以上のもの	—	—	250	200	300	200		
		使用温度が300℃以上800℃未満のもの	—	—	150	150	200	150		
		使用温度が300℃未満のもの	—	—	100	100	100	100		
	開放炉以外	使用温度が800℃以上のもの	—	—	250	200	300	200		
		使用温度が300℃以上800℃未満のもの	—	—	150	100	200	100		
		使用温度が300℃未満のもの	—	—	100	50	100	50		
気体燃料 ふろがま	不燃以外	半密閉式 浴室内設置	外がまでバーナー取り出し口のないもの	21KW以下	ふろ用以外のバーナーをもつものにあっては42KW以下	—	15注	15	15	注:浴槽との離隔距離は0cmとするが、合成樹脂浴槽(ポリプロピレン浴槽等)の場合は2cmとする。
			内がま	21KW以下	ふろ用以外のバーナーをもつものにあっては42KW以下	—	—	60	—	
		半密閉式 浴室外設置	外がまでバーナー取り出し口のないもの	21KW以下	ふろ用以外のバーナーをもつものにあっては当該バーナーが70KW以下であって、かつ、ふろ用バーナーが21KW以下	—	15	15	15	
			外がまでバーナー取り出し口のあるもの	21KW以下	ふろ用以外のバーナーをもつものにあっては当該バーナーが70KW以下であって、かつ、ふろ用バーナーが21KW以下	—	15	60	15	
		密閉式	内がま	21KW以下	ふろ用以外のバーナーをもつものにあっては当該バーナーが70KW以下であって、かつ、ふろ用バーナーが21KW以下	—	15	60	—	
			屋外用	21KW以下	ふろ用以外のバーナーをもつものにあっては当該バーナーが70KW以下であって、かつ、ふろ用バーナーが21KW以下	60	15	15	15	
	不燃	半密閉式 浴室内設置	外がまでバーナー取り出し口のないもの	21KW以下	ふろ用以外のバーナーをもつものにあっては42KW以下	—	4.5注	—	4.5	
			内がま	21KW以下	ふろ用以外のバーナーをもつものにあっては42KW以下	—	—	—	—	
		半密閉式 浴室外設置	外がまでバーナー取り出し口のないもの	21KW以下	ふろ用以外のバーナーをもつものにあっては当該バーナーが70KW以下であって、かつ、ふろ用バーナーが21KW以下	—	4.5	—	4.5	
			外がまでバーナー取り出し口のあるもの	21KW以下	ふろ用以外のバーナーをもつものにあっては当該バーナーが70KW以下であって、かつ、ふろ用バーナーが21KW以下	—	4.5	—	4.5	
		密閉式	内がま	21KW以下	ふろ用以外のバーナーをもつものにあっては当該バーナーが70KW以下であって、かつ、ふろ用バーナーが21KW以下	—	—	—	—	
			屋外用	21KW以下	ふろ用以外のバーナーをもつものにあっては当該バーナーが70KW以下であって、かつ、ふろ用バーナーが21KW以下	—	—	—	—	

第7類 火災予防等(砂川地区広域消防組合火災予防条例)

			密閉式	21KW以下	ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70KW以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21KW以下	—	2注	—	2	
			屋外用	21KW以下	ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70KW以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21KW以下	30	4.5	—	4.5	
	液体燃料		不燃以外	39KW以下		60	15	15	15	
			不燃	39KW以下		50	5	—	5	
			上記に分類されないもの		—	60	15	60	15	
	気体燃料	不燃以外・不燃	半密閉式・密閉式	バーナーが隠べい	強制対流型	19KW以下	4.5	4.5	60	4.5
	液体燃料	不燃以外	半密閉式	強制対流型	温風を前方向に吹き出すもの	26KW以下	100	15	150	15
26KWを超え70KW以下					100	15	100注1	15		
温風を全周方向に吹き出すもの					26KW以下	100	150	150	150	
強制排気型					26KW以下	60	10	100	10	
		密閉式	強制給排気型	26KW以下	60	10	100	10		
不燃		半密閉式	強制対流型	温風を前方向に吹き出すもの	70KW以下	80	5	—	5	
				温風を全周方向に吹き出すもの	26KW以下	80	150	—	150	
				強制排気型	26KW以下	50	5	—	5	
				密閉式	強制給排気型	26KW以下	50	5	—	5
		上記に分類されないもの		—	100	60	60注2	60		
厨房設備	気体燃料	不燃以外	開放式	組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付きこんろ	14KW以下	100	15注	15	15注	
				据置型レンジ	21KW以下	100	15注	15	15注	
		不燃	開放式	組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付きこんろ	14KW以下	80	0	—	0	
	据置型レンジ			21KW以下	80	0	—	0		
		不燃以外	固体燃料	木炭を燃料とするもの	炭火焼き器	—	100	50	50	50
	不燃	固体燃料	木炭を燃料とするもの	炭火焼き器	—	80	30	—	30	

注1:風道を使用するものにあつては15cmとする。
注2:ダクト接続型
以外の場合にあつては

注:機器本体上方の側方又は後方の離隔距離を示す。

第7類 火災予防等(砂川地区広域消防組合火災予防条例)

上記に分類されないもの		使用温度が800℃以上のもの		—	250	200	300	200		
		使用温度が300℃以上800℃未満のもの		—	150	100	200	100		
		使用温度が300℃未満のもの		—	100	50	100	50		
ボイラー	気体燃料	不燃以外	開放式		フードを付けない場合	7KW以下	40	4.5	4.5	4.5
			フードを付ける場合		7KW以下	15	4.5	4.5	4.5	
		半密閉式		12KWを超え42KW以下		—	15	15	15	
				12KW以下		—	4.5	4.5	4.5	
		密閉式		42KW以下		4.5	4.5	4.5	4.5	
		屋外用		フードを付けない場合		42KW以下	60	15	15	15
	フードを付ける場合			42KW以下	15	15	15	15		
	不燃	開放式		フードを付けない場合		7KW以下	30	4.5	—	4.5
				フードを付ける場合		7KW以下	10	4.5	—	4.5
		半密閉式		42KW以下		—	4.5	—	4.5	
		密閉式		42KW以下		4.5	4.5	—	4.5	
		屋外用		フードを付けない場合		42KW以下	30	4.5	—	4.5
				フードを付ける場合		42KW以下	10	4.5	—	4.5
	液体燃料	不燃以外		12KWを超え70KW以下		60	15	15	15	
		12KW以下		40	4.5	15	4.5			
不燃		12KWを超え70KW以下		50	5	—	5			
		12KW以下		20	1.5	—	1.5			
上記に分類されないもの		23KWを超える		120	45	150	45			
		23KW以下		120	30	100	30			
ボイラー	不燃以外	開放式	バーナーが露出	壁掛け型、つり下げ型	7KW以下	30	60	100	4.5	注:熱対流方向が 一方向に集中する場合にはあつては60cmと
		半密閉式・密閉式	バーナーが隠べい	自然対流型	19KW以下	60	4.5	4.5	4.5	
	不燃	開放式	バーナーが露出	壁掛け型、つり下げ型	7KW以下	15	15	80	4.5	
		半密閉式・密閉式	バーナーが隠べい	自然対流型	19KW以下	60	4.5	4.5	4.5	

I ブ	液体燃料	不燃以外	半密閉式	自然対流型	機器の全周から熱を放散するもの	39KW以下	150	100	100	100			
					機器の上方又は前方に熱を放散するもの	39KW以下	150	15	100	15			
		不燃	半密閉式	自然対流型	機器の全周から熱を放散するもの	39KW以下	120	100	—	100			
					機器の上方又は前方に熱を放散するもの	39KW以下	120	5	—	5			
上記に分類されないもの						—	150	100	150	100			
乾燥設備	気体燃料	不燃以外	開放式	衣類乾燥機	5.8KW以下	15	4.5	4.5	4.5				
			開放式	衣類乾燥機	5.8KW以下	15	4.5	—	4.5				
	上記に分類されないもの					—	100	50	100	50			
						内部容積が1立方メートル未満のもの	—	50	30	50	30		
簡易湯沸設備	気体燃料	不燃以外	開放式	常圧貯蔵型	フードを付けない場合	7KW以下	40	4.5	4.5	4.5			
					フードを付ける場合	7KW以下	15	4.5	4.5	4.5			
				瞬間型	フードを付けない場合	12KW以下	40	4.5	4.5	4.5			
					フードを付ける場合	12KW以下	15	4.5	4.5	4.5			
			半密閉式					12KW以下	—	4.5	4.5	4.5	
			密閉式	常圧貯蔵型					12KW以下	4.5	4.5	4.5	4.5
					瞬間型	調理台型	12KW以下	—	0	—	0		
				壁掛け型、据置型		12KW以下	4.5	4.5	4.5	4.5			
		屋外用	フードを付けない場合				12KW以下	60	15	15	15		
			フードを付ける場合				12KW以下	15	15	15	15		
		不燃	開放式	常圧貯蔵型	フードを付けない場合		7KW以下	30	4.5	—	4.5		
					フードを付ける場合		7KW以下	10	4.5	—	4.5		
				瞬間型	フードを付けない場合		12KW以下	30	4.5	—	4.5		
					フードを付ける場合		12KW以下	10	4.5	—	4.5		
半密閉式					12KW以下	—	4.5	—	4.5				
常圧貯蔵型					12KW以下	4.5	4.5	—	4.5				

	液体燃料	密閉式	瞬間型	調理台型	12KW以下	—	0	—	0
				壁掛け型、据置型	12KW以下	4.5	4.5	—	4.5
		屋外用		フードを付けない場合	12KW以下	30	4.5	—	4.5
				フードを付ける場合	12KW以下	10	4.5	—	4.5
	液体燃料	不燃以外			12KW以下	40	4.5	15	4.5
		不燃			12KW以下	20	1.5	—	1.5
給湯湯沸設備	気体燃料	半密閉式	常圧貯蔵型		12KWを超え42KW以下	—	15	15	15
			瞬間型		12KWを超え70KW以下	—	15	15	15
		密閉式	常圧貯蔵型		12KWを超え42KW以下	4.5	4.5	4.5	4.5
			瞬間型	調理台型	12KWを超え70KW以下	—	0	—	0
				壁掛け型、据置型	12KWを超え70KW以下	4.5	4.5	4.5	4.5
			屋外用	常圧貯蔵型	フードを付けない場合	12KWを超え42KW以下	60	15	15
		フードを付ける場合			12KWを超え42KW以下	15	15	15	15
		瞬間型		フードを付けない場合	12KWを超え70KW以下	60	15	15	15
				フードを付ける場合	12KWを超え70KW以下	15	15	15	15
		半密閉式	常圧貯蔵型		12KWを超え42KW以下	—	4.5	—	4.5
			瞬間型		12KWを超え70KW以下	—	4.5	—	4.5
		密閉式	常圧貯蔵型		12KWを超え42KW以下	4.5	4.5	—	4.5
			瞬間型	調理台型	12KWを超え70KW以下	—	0	—	0
				壁掛け型、据置型	12KWを超え70KW以下	4.5	4.5	—	4.5
			屋外用	常圧貯蔵型	フードを付けない場合	12KWを超え42KW以下	30	4.5	—
		フードを付ける場合			12KWを超え42KW以下	10	4.5	—	4.5
瞬間型	フードを付けない場合	12KWを超え70KW以下		30	4.5	—	4.5		
	フードを付ける場合	12KWを超え70KW以下		10	4.5	—	4.5		
	液体燃料	不燃以外			12KWを超え70KW以下	60	15	15	15
		不燃			12KWを超え70KW以下	50	5	—	5
		上記に分類されないもの			—	60	15	60	15

気体燃料	不燃以外	開放式	バーナーが露出	前方放射型	7KW以下	100	30	100	4.5	注1:熱対流方向が一方向に集中する場合にはあつては60cmとする。 注2:方向性を有するものにあつては100cm	
			全周放射型	7KW以下	100	100	100	100			
		バーナーが隠べい	自然対流型	7KW以下	100	4.5	4.5注1	4.5			
			強制対流型	7KW以下	4.5	4.5	60	4.5			
	不燃	開放式	バーナーが露出	前方放射型	7KW以下	80	15	80	4.5		
			全周放射型	7KW以下	80	80	80	80			
		バーナーが隠べい	自然対流型	7KW以下	80	4.5	4.5注1	4.5			
			強制対流型	7KW以下	4.5	4.5	60	4.5			
	液体燃料	不燃以外	開放式	放射型		7KW以下	100	50	100		20
				自然対流型		7KWを超え12KW以下	150	100	100		100
						7KW以下	100	50	50		50
			強制対流型	温風を前方向に吹き出すもの	12KW以下	100	15	100	15		
				温風を全周方向に吹き出すもの	7KWを超え12KW以下	100	150	150	150		
					7KW以下	100	100	100	100		
		不燃	開放式	放射型		7KW以下	80	30	—		5
				自然対流型		7KWを超え12KW以下	120	100	—		100
						7KW以下	80	30	—		30
				強制対流型	温風を前方向に吹き出すもの	12KW以下	80	5	—		5
	温風を全周方向に吹き出すもの	7KWを超え12KW以下			80	150	—	150			
				7KW以下	80	100	—	100			
固体燃料					—	100	50注2	50注2	50注2		
不燃以外	開放式	バーナーが露出	卓上型こんろ(1口)	5.8KW以下	100	15	15	15	注:機器本体上方の側方又は後方の離隔距離を示す。		
			卓上型こんろ(2口以上)・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	14KW以下	100	15注	15	15注			
			加熱部が開放	卓上型グリル	7KW以下	100	15	15		15	
		バーナーが隠べい	加熱部が隠べい	卓上型オープン・グリル(フードを付けない場合)	7KW以下	50	4.5	4.5		4.5	
				卓上型オープン・グリル(フードを付ける場合)	7KW以下	15	4.5	4.5		4.5	
				炊飯器(炊飯容量4リットル以下)	4.7KW以下	30	10	10		10	

調理器具	気体燃料	不燃	開放式	バーナーが露出	圧力調理器(内容積10リットル以下)	—	30	10	10	10			
					卓上型こんろ(1口)	5.8KW以下	80	0	—	0			
					卓上型こんろ(2口以上)・グリル付こんろ・グリル付こんろ	14KW以下	80	0	—	0			
					加熱部が開放	卓上型グリル	7KW以下	80	0	—		0	
					バーナーが隠ぺい	加熱部が隠ぺい	卓上型オープン・グリル(フードを付けない場合)	7KW以下	30	4.5		—	4.5
						卓上型オープン・グリル(フードを付ける場合)	7KW以下	10	4.5	—		4.5	
						炊飯器(炊飯容量4リットル以下)	4.7KW以下	15	4.5	—		4.5	
圧力調理器(内容積10リットル以下)	—	15	4.5	—		4.5							
移動式こんろ	液体燃料	不燃以外	6KW以下			100	15	15	15				
			6KW以下			80	0	—	0				
			固体燃料			—	100	30	30		30		
電気温風機	電気	不燃	2KW以下			4.5注	4.5注	4.5注	4.5注	注:温風の吹き出し方向にあつては60cmとする。			
			2KW以下			0注	0注	—注	0注				
電気調理用機器	不燃以外	電気こんろ、電気レンジ、電磁誘導加熱式調理器(こんろ形態のものに限る。)	こんろ部分の全部又は一部が電磁誘導加熱式調理器でないもの	4.8KW以下(1口当たり2KWを超え3KW以下)	100	2	2	2	注1:機器本体上方の側方又は後方の離隔距離(こんろ部分が電磁誘導加熱式調理器でない場合における発熱体の外周からの距離)を示す。 注2:機器本体上方の側方又は後方の離隔距離(こん				
					—	20注1	—	20注1					
					—	10注2	—	10注2					
				4.8KW以下(1口当たり1KWを超え2KW以下)	100	2	2	2					
					—	15注1	—	15注1					
					—	10注2	—	10注2					
				4.8KW以下(1口当たり1KW以下)	100	2	2	2					
					—	10注1注2	—	10注1注2					
				こんろ部分の全部が電磁誘導加熱式調理器のもの	5.8KW以下(1口当たり3.3KW以下)	100	2	2		2			
						—	10注2	—		10注2			

	不燃	電気こんろ、電気レンジ、電磁誘導加熱式調理器(こんろ形態のものに限る。)	こんろ部分の全部又は一部が電磁誘導加熱式調理器でないもの	4.8KW以下(1口当たり3KW以下)	80	0	—	0	る部分が電磁誘導加熱式調理器の場合における発熱体の外周からの距離を示す。
					—	0 注1 注2	—	0 注1 注2	
			こんろ部分の全部が電磁誘導加熱式調理器のもの	5.8KW以下(1口当り3.3KW以下)	80	0	—	0	
					—	0 注2	—	0 注2	
電気 天火	不燃以外			2KW以下	10	4.5 注	4.5 注	4.5 注	注:排気口面にあっては10cmとする。
	不燃			2KW以下	10	4.5 注	—	4.5 注	
電子 レンジ	不燃以外	電熱装置を有するもの		2KW以下	10	4.5 注	4.5 注	4.5 注	注:排気口面にあっては10cmとする。
	不燃	電熱装置を有するもの		2KW以下	10	4.5 注	—	4.5 注	
電気 ストーブ	不燃以外		前方放射型(壁取付式及び天井取付式のものを除く。)	2KW以下	100	30	100	4.5	
			全周放射型(壁取付式及び天井取付式のものを除く。)	2KW以下	100	100	100	100	
			自然対流型(壁取付式及び天井取付式のものを除く。)	2KW以下	100	4.5	4.5	4.5	
	不燃		前方放射型(壁取付式及び天井取付式のものを除く。)	2KW以下	80	15	—	4.5	
			全周放射型(壁取付式及び天井取付式のものを除く。)	2KW以下	80	80	—	80	
			自然対流型(壁取付式及び天井取付式のものを除く。)	2KW以下	80	0	—	0	
電気 乾燥器	不燃以外	食器乾燥器		1KW以下	4.5	4.5	4.5	4.5	
	不燃	食器乾燥器		1KW以下	0	0	—	0	
電気 乾燥機	不燃以外	衣類乾燥機、食器乾燥機、食器洗い乾燥機		3KW以下	4.5	4.5	4.5	4.5	注1:前面に排気口を有する機器にあっては0cmとする。 注2:排気口面にあっては4.5cmとする。
	不燃	衣類乾燥機、食器乾燥機、食器洗い乾燥機		3KW以下	4.5 注1	0 注2	— 注2	0 注2	
電気 温水器	不燃以外	温度過昇防止装置を有するもの		10KW以下	4.5	0	0	0	
	不燃	温度過昇防止装置を有するもの		10KW以下	0	0	—	0	

- 備考 1 「気体燃料」、「液体燃料」、「固体燃料」及び「電気」は、それぞれ、気体燃料を使用するもの、液体燃料を使用するもの、固体燃料を使用するもの及び電気を熱源とするものをいう。
- 2 「不燃以外」欄は、対象火気設備等又は対象火気器具等から不燃材料以外の材料による仕上げ若しくはこれに類似する仕上げをした建築物等の部分又は可燃性の物品までの距離をいう。
- 3 「不燃」欄は、対象火気設備等又は対象火気器具等から不燃材料で有効に仕上げをした建築物等の部分又は防熱板までの距離をいう。